

平成23年度第2回京都市産業廃棄物3R推進協議会 議事録

1 日 時 平成23年12月1日(木) 午前9時30分～午前11時30分

2 場 所 職員会館かもがわ2階 大会議室

3 出席委員 岩田委員, 越智委員, 郡寫委員, 高岡委員, 高木委員, 高橋委員, 谷口委員, 檀野委員, 近本委員, 外池委員, 福岡委員, 細木委員

4 議事内容

(1) 啓発や環境教育の効果的な実施について

資料1に基づいて事務局から説明を受けた。

委員から次のような発言があった。

委 員 : バスツアー等は子供達に分別する意味など, 自然にわかってもらえるので産業廃棄物を理解してもらうために良い事業だと思う。学校の授業の中に取り入れてもらい, 年一回程度, 工場などを見てもらうことで分別することが大変だと理解してもらえたらよい。

中学校ではリサイクルのポスターを作ったり作文を書いたりする授業をしていると聞いた。それらと連動し, これからの子供たちに現場を見てもらい, 分別が当たり前という意識が作れたらよい。フォーラムのような事業を岡崎周辺でやったらどうかという気がする。

また, 京都市でも色んな政策があるが, それに伴い必ずと言っていいほど産廃が出てくると思うので, 何か一緒にやったりできたらと思う。

委 員 : 小中学生向けバスツアーのアンケート結果の中で, 排出事業者の説明が子供にとって難しかったという感想があった。実際に子供に産業廃棄物について説明するのは大変だろうと思う。

また, 学校単位で行う産廃をテーマにした環境学習を検討してはどうかという意見があったが, 京都市のアジェンダフォーラムの中で, 小中学校の出前講義・環境学習のチームを作ってやっている。その中で, チームを作り, 産業廃棄物について子供に一時限50分の単位で紹介できるプログラムを検討してみるのも一つの手かと思う。

また, 子供向けの環境学習はアジェンダフォーラム以外にも, 商工会議所では企業単位で積極的に行っている。そういったことをこれからも検討してみたらどうか。子供向けのイベントは, 家庭等にも強い波及力がある。

委 員 : 10月30日の環境フォーラムきょうとを覗かせてもらったが, とても賑やかで, 皆が楽しそうにしていた。私も分別体験ゲームをさせてもらったが勉

強になった。また、産廃カードについても同じく勉強になった。カードを活用できる場所を増やすことができたと思う。何とか教育の場にこういった事業を滑り込ませることができたらいい。

委員：子供ももちろん大事だとは思いますが、大人もほとんど産業廃棄物のことを知らない。今、学区の地域ごみ減量推進会議で活動が少し頭打ちの状態になっていると思う。地域ごみ減の会員に対して、産廃の勉強会を開催するなど、そちらにも目を向けていただけたら、主婦も理解することができていい。

委員：産廃フォーラムを企画させていただいた側だが、企画する側もワクワクしながらやることができたので、それが伝わったのかなと思う。産廃カードはこれからも活用していくつもりである。

時間がなかったため、産廃カードの中身を詰めることができなかったが、世間で流行っている対戦型のカードにしてみるとか、そこにリサイクルの優位性を取り入れるなどもやっていきたいと思っている。

また、産廃協会の理事会でも話があったが、フォーラムという冠が少しずれてきているのではないかなと思っている。時代の趨勢もあるのだろうが、協会側から提言したり発信したりという形式ではなく、わかっただくという観点からこういったイベント的なフォーラムが大事ではないかと。例えば、排出事業者との連携、減量・リサイクル支援センターとの連携、京都府との連携など、事業者の枠を超えたアピールが必要ではないかという話があった。来年もがんばっていききたいと思っている。

委員：循環型社会まで見据えるということで、排出事業場の見学まで啓発事業に組み込んだことは良いと思う。アンケート結果の中で、処理をした先、リサイクルした後がどうなっているかわからないとか、それが見えてこないという意見があった。その点に関しても、工夫をしてもらえたらと思うのが一つ。

もう一つは、私が理事をやっている自動車リサイクル促進センターで、小学校から高校までの教科書の中で自動車リサイクル法について記載されているか調べたことがあったが、ほとんど書かれていない。ごみの問題についてかなり詳しく書いてある本もあれば、まったく書かれていない本もある。そういう面から言うと、我々が子供たちに啓発をと言いながら、教科書の中でどれだけ産廃のことが取り上げられているか、現場の先生たちがどれだけ産廃のことを取り上げているか、そのあたりを知らないといけない。例えば、熱心な先生方がどのような指導をしているのか、教育委員会でどのような指導をされているのか、そういったことを考えないと、我々の中でどれだけ話をしても、教育現場では、興味を持っている先生方だけが取り上げるということになりかねない。

大学で寄付講座をもらい環境教育をやった時に、招待者からは、大学生は

環境問題について、21世紀の基本的な知識として持つておくべきだという声をいただいた。小中学校の先生が、基礎知識として環境の問題は必要だと考えたうえでやられているのかどうか。先生方の熱意の違い、温度差に左右されると、果たして、分別するのは当たり前という意識ができるかどうか。

そういった意味で、教育委員会などに受入体制があるかどうか、受け入れる側の状況も調べてみる必要がある。

事務局：建設的な意見をいただきありがとうございます。

実は、京都市も子供たちへの環境教育には力を入れている。まず、小学校の4・5年生には副読本を用いた環境教育を行っている。それ以外にも、こどもエコライフチャレンジというものもやっており、これは夏休みや冬休み前に、休暇中にどのような環境に優しい省エネ活動をするかとかを勉強してもらおう。現在、全小学校でやっている。ただ、ご指摘のようにそこに産廃がどれだけ組み込まれているかについては、反省しながらお話を聞いた。そこでは省エネというCO2の問題や、一番身近な家庭ごみの問題があるが、そこによりわかりやすく産廃をアピールできたらと思う。また、アジェンダ21フォーラムについても、副読本を検討している状況がある。そういった中で、産廃の食い込みが一步足りないということは自覚して、同じ環境政策局内の話なので、調整させていただく。

委員：学校教育で産廃をという話が出てきたが、私は違う考えを持っている。今、子供たちが学校で習うことは、あれもこれもと多くなりすぎている。

ごみ減量ということを考えた場合、最初に出てくるのは家のごみの話。そこに産業廃棄物を入れると、ハードルが高くなる。

ごみは減らさないといけないということを教えるのはいいが、一廃と産廃の違いを教えるとか、そういうことまで小学生に対して教えようとするのは行き過ぎではないか。

事務局から説明のあった環境フォーラムきょうとのイベントなど、遊びながらゲーム感覚で学ぶことができるというならいいと思うが、勉強という形で押し付けると、どうしても、試験勉強で良い点を取ればいい程度の認識をされかねない。

今、大学で学生に教えていると、トン(t)をキログラム(kg)に換算できないような人もいる。

小学校では基本的なことを押さえるようにしてもらいたい。理系離れということにもなりかねないので、表面的に言葉で産業廃棄物であるとか、汚泥であるとかの単語を試験対策的に覚えるのではなく、基本的なことを学習してもらいたい。

事務局：先ほどの補足をさせていただく。

小学校では総合学習の時間を年間 6 時間持っているため、その時間の活用を考えている。

また、もう一つは、ごみの問題は先生方が教壇の上に立って話をしても、子供たちは興味を持たない。こどもエコライフチャレンジでやっているのは、NPO に講師の委託を行い、NPO の人たち、或いは実際に処理をしている会社の方々、京都市のごみ収集をしている現場の職員が教えに行き、フリーに子供たちに手をあげてもらい話をすることで、決して押し付けがましくならないように心掛けている。

確かに何が産廃か一廃かという話は大人でもわからない。切り口としては、自分たちの生活の中で色んなところからゴミが出ているんだということを感じていただくということ、ライフサイクルを含めた視野を子供の段階から広げていただくことがいいのかなと考えている。面白くないということになれば、やっている意味がないので、私どもも子供の興味がわくようなやり方で工夫しながらやる必要があると認識しているし、そのあたりのことをご紹介できる機会があればと思っている。

委員：昨今、ごみの問題が、環境総合学習の中で入っているが、基本的には小学校 4 年生の社会科で学ばれている。では、社会科で出てくる意味が何かというと、我々が円滑に、安全で清潔な生活ができるのは、実は、警察であったり消防であったりごみ収集であったり、そういう縁の下の力持ち、目に見えないところで頑張ってくれている人がいるからだということを感じることである。

しかし、以前に学校の現場を見に行ったが、社会科の時間でありながら、これは燃えるごみか燃えないごみか、その中でプラスチックを燃やしてみようといった、理科の実験のような教え方をしている。実際に燃やしてみると青い炎が出るから塩ビが含まれていますねとか、いつの間にか社会科の授業が、理科と同じような形になっている。あるいは、焼却施設に行っても、子供たちが驚くのは管制室のコンピューターであったり、巨大なクレーンであったりして、実は縁の下の力持ちである人たちの苦労があって、社会は動いているんだという話が見えなくなっている。廃棄物処理業について、知識を得るということよりも、そういった気付かせが必要だろうと思う。

処理業のような目に見えないところを含めて、循環が見えるという形で示してあげるとよい。我々がごみを出せば、後は市が持って行ってくれるとかではなく、そこで頑張っている人がいるんだということを感じられる教育につなげていただければ、目に見えないところへの気遣いが出てくる。その契機として、学校をサポートできるプログラムを組んでいただけたらと思う。

産廃業界からすると、産廃というものは我々の生活の中で出てくるという

ことを見えるようにしてあげることが必要だろうし、重要な視点である。

(2) 優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進について

資料2に基づいて事務局から説明を受けた。

委員から次のような発言があった。

委員：これは全ての中間処理業者に報告を義務付けるのか。

事務局：なるべく制度に参加していただくように誘導するが、義務の予定はない。

委員：以前の国（法）の優良評価制度のときも、処理業者等にとっては財務諸表の公開がネックというかハードルになっている。協会の理事会や研修会で、中小企業が売上高などで勝負したらダメだ、効率性で勝負することを主眼に置かなければいけないと、そして認定を受けようと言ってきたが、なかなかできなかった。

今回も京都市には気を使っただき、財務諸表の公開が入っていないが、個人的な感想を言うと、財務諸表は財務体制の健全性を見るための大きな指標となると思う。例えば、売上高とか利益率とか、少しでも財務の観点からの公表は必要と考えている。

あとは京都市の案はわかりやすいかなと思っっているので、次のステップとして国の認定制度につながる形でやっていただきたい。

委員：処理業者の立場から意見を述べる。

まず、国の優良業者の認定だが、いち早く京都市に申請を行い、認定をいただいた。ただ、同業者にお聞きすると、透明性の確保と、財務諸表の公開について二の足を踏んでいる状況がある。この業界は非常にオープンになってきたが、まだまだ同業者の見る目というものを意識する。本来ならば排出事業者にアピールすべきものであるが、まだまだアウトロー的な業者がいる中で、見られたくないものが非常にある。例えば、私どもでは財務諸表や価格などをすべてオープンにしているが、それを口実に、色んな形で言われるケースがある。これを進めるにあたっては、産廃協会を通じて、業界のレベルを上げるということが必要かなと思う。

それと処理工程の公表だが、なかなかここまで詳しく載せるということは難しい。例えばリサイクルだと、何をどこに持っていくかをすべてオープンにすることになる。今の処理業者の立場から言うと、非常に難しいかなという思いがある。排出事業者に理解していただき、評価をいただく。こういうものを明らかにしていくという目的が理解されなければ、今の状況では正直、厳しいかなという思いがある。

処理業者に対し制度のメリットを明確にいただけると、現状を打破できるのではないかと考えている。

事務局：どこにどういった形で物が流れていくのか、処理工程をオープンにするの

は厳しいという御意見であるが、取引先の具体名を伏せてもそれは難しいということか。

委員：処理工程の記載例にある、A社、B社、C社というところは具体的な社名を載せる予定か、或いは社名は載せず、A社、B社という程度の表現でいいのか。そこで大きく変わると思う。

事務局：国の優良基準でもそうだが、具体的な社名までは求めている。

委員：業者によっては、持っていく先、それ自体が企業秘密だと考える場合もある。その点で健全な競争が起こるかわからないが。少なくともA社、B社に具体的な企業名を載せることはまず難しい。

だが、具体名を出さないと、その処理工程が本当に行われているのか担保されなくなる。そうすると透明性・信頼性を確保できるのという問題がある。

委員：資料の2頁目に自社PR欄があるが、建設事業者の立場から言うと、何を見ているかという処理料金がいくらかである。これ以外に付加価値は何もない。

私どもは排出事業者であると同時に、中間処理もやっている。例えば、アスファルト・コンがらだったら1000円/tや、1200円/tで引き取りますとか、コンクリートだったら2200円/tで引き取りますとか言っているが、引取量はものすごく少ない。他地域ではすごく安いらしい。

フロー図の最後に、がれき類が破碎された後、D社で路盤材に再生とあるが、破碎しただけでは路盤材にならない。道路に使用している路盤材は、粒度分布とか色んなことがあって、ちゃんと処理しないとパサパサになり、道路がボコボコになったりする。他にも発電用燃料とあるが、そのまま燃料になるかというところと違うと思う。もう一つ加工して、製品にするという手順が必要なのだが、そこまで行くと大変で、フロー図ではその手前ですべて終わっている。

先ほどのバスツアーではないが、何をしてどのようなものを作って、どんな風にきちんとやっているのか、というところまで必要になる。どこに持っていくのか、財務諸表を出してこんな風にやっているとか、まともにやっているところほど大変になる。経費がかかるし、人がいるし、設備投資しないとイケない。ずるいところは真面目にやっているところを見ながら、手間や経費を省いてPR欄に安いと載せる。これが現実の話。そこがどうしても一番ウェイトが大きい。そうしないと各排出事業者も利益が出ない。

で、それを超えて優良事業者としてのメリットは何かと問われたら、何もない。それを超えないことには、絵に描いた餅になる。

また、リサイクル品の需要と供給のバランスも現在は崩れている。産廃をリサイクルしても、次に売るところがない。だから溢れていき、そうすると

ますます経営を圧迫していく。利益が出なくなると、わからないように悪質な処理をとという悪循環も出てくる。何かそのあたりを打破する方法を考えない限りは、安いということに対抗することは難しいのではないか。

委員：現実には、おっしゃるとおり。悲しいかな廃棄物の処理の質を見てもらうことができない。通常の製品なら目の前に評価する物があるので、それに対する価値や価格が決まるのだが、目の前からごみがなくなるため、そこから先を排出事業者が見ることがない。

逆に、排出事業者の目を肥やしていただきたい。処理の品質を理解していただき、それに対する対価を出していただいて、そうしないと、やはり価格が安ければいいということになる。

もっと厳しい言い方をすると、優良排出事業者制度というものができないかとも思っている。処理の品質を理解していただき、それに対価を払うことが、結局、環境を守ることにつながり、地球環境のことを考えるとそれが適正なコストであるとなるような仕組みも必要ではないか。

排出事業者もしっかりと理解していただきたいというか、協力していただきたいと思う。産廃協会は処理業者に対して一所懸命言えるが、排出事業者には言えない。それが一番つらい。排出事業者に対して、産廃業者の処理の仕方にも品質があるということと言えないことがつらいと思っている。

委員：皆さんが今、おっしゃっていることは同じことだと思う。この制度が何のためになされているのか考えると、いわゆる産廃業界というのは今まで、ある意味では見えなかった。それを、情報公開を通じて見えるようにしていこうと。それによって、まず、産廃業界の社会的な認知度を上げていくこと。二つ目は、認知度が上がることで、見られているというところから、業の質の向上をしていくということで信頼性を高めるということ。そういう形で一つの評価が出てくると思う。

常々、全産廃連の石井会長がおっしゃっているが、産廃業界から見た場合、業の拡大と業の品質向上が目標であると。確かに情報公開をすることは業の品質向上につながるが、もう一つの業の拡大にはつながらない。そこが問題である。

つまり、制度によって産廃業界が社会的認知をされ、段々と質の向上がなされるというのが、この制度を作った人の思い。ところが、認定を受ける処理業者の側からすると、質を上げたところで業の拡大につながるかという問題がある。

この制度に参加してもメリットがなく、ライバル他社には情報公開により自分の秘密情報を漏らすこととなり、自分で自分の首を絞める結果になる。基本的にはこの制度によって業の拡大につながるかどうかということ。

また、排出事業者がこの制度をどういった形で評価するかということについて指導を行わないと、なかなか参加する処理業者は出てこない。前にも話があったが、優良排出事業者制度というものがあってもいい。この排出事業者はこの処理業者を使っているという情報が得られるようにする。制度を作った人が産廃業界の質を向上させたいという思いはわかるが、社会的な地位を上げることには貢献したとしても、それが業の拡大につながらない。業の拡大につながるような制度にしてあげないと、なかなか難しい。

この制度を誰が評価するかというと、市民であり、何よりも排出事業者である。その排出事業者がこの制度を読めるか、それだったら質の良いところを選ぼうといった形にできるかどうかである。それが最大の問題。

- 委員：新制度の内容というのは京都府も同様の制度を検討されているのか。
事務局：これは京都市独自に検討している制度である。
委員：別々でも結構だが、内容的には一緒に検討されればいいという希望を持っている。

京都工業会は数社の産廃処理業者が会員にいますが、ほとんどが排出事業者の団体である。排出事業者から見ると、制度改正案は是非この通りやって欲しい。特にこの廃棄物の一連の処理の工程の公表というところなどは、社名抜きであれこういったものを求めるというのは、有効な情報になってくる。

排出事業者はご存知の通り、廃棄物を出して処理された後の責任まで持つような時代となっている。この処理工程に沿って、最終までどう処理されているかということは、しっかりした排出事業者は、ここに書かれた内容を、実際にフォローして調査してから業者を決める。それが処理の品質の向上につながっていくと思う。産廃業者を決める段階で、後々まで法的責任を被るようなことがないように、現地調査を含めて決定するという話を、多くの会員企業の実務担当者から伺っている。こういった情報が産廃の種類ごとに出てくるというのは、利用する排出事業者側からすると、非常に有効な情報になると思う。産廃業者の色んなご苦労もあるようだが、こういう形でぜひ制度を進めてほしい。

最後は個人的なコメントになるが、委員長のおっしゃった業の拡大というのは、3R処理を含めておっしゃっていると思うので、当然、排出事業者も事業内容を変えていく努力をやっていかないと、ごみを減らしていこうという時代であるから、そういうことは必要だと思う。

- 委員：処理フローをどこまで公開するかということと、財務諸表を公開するかどうか、この制度改正の中で重要な問題かと思う。ただ、それは制度を作った側が何を求めているかによる。
委員：これまで排出事業者という言葉が一つにくくられているが、実際には一つ

ではない。例えば建設業者は排出事業者であるけれども、大本ではない。発注者がいて建設業者がいるが、法的には排出事業者は発注者でなく、間に入っている建設業者である。

その他にも、行政がやっている「官から民へ」を合言葉にした政策で、例えばレストランでも仕事館でもそうだと思うが、入札でどこに委託するかとなると、安いところに決めている。民間委託したら安い経費で運営してくれますね、と。今度はそのレストランが廃棄物を出すときに排出事業者になるが、廃棄物処理に経費をかけないようにする。運搬コストがかかるなら近いところにしようとなる。経費を安値で請け負っているから人件費も何もかも安くしましょうという方向になっている。

発注者に優良制度に参加した処理業者のここがいいですとアピールするとする。そして次の入札時に、ここに処理を委託すると、これだけ適正な経費がかかるので、これだけの値段で請け負うので受注させてくださいと言っても受注できない。そうすると、経費を削りましょうとなる。

昔はそういうことがアピールできるぐらいの、ちゃんとした循環があった。お金も人も。今はできなくなっている。そのあたりを含めて考えないと、絵に描いた餅になる。

事業そのものがダメになっているのに、もっと大本に光を当ててもらわないといけない。ここだけの話でなく全体の話なので難しいとは思いますが。

委員：通常の製品の売買であれば、お金と物が逆の流れを行くので、物の質の良し悪しを判断して、次は買うのをやめようとか判断できるが、産廃処理に関しては産廃とお金と同じ方向の流れになる。その点から言うと、処理状況を確認するということになってはいるが、最終的に質を高めた分の価格転嫁ができない。そうすると、処理業者は質を高めることをためらうし、排出事業者は安いところを選ぶようになる。

それが廃棄物市場の一つの欠陥であると思う。なかなか処理の品質が評価されないので非常に難しい。

それでも今回提案された循環フローや財務諸表について、最終的な理想形はあると思うが、すぐにできなくても、もう少し指標化し、あるいはもう少しマクロ化してみたりすることができると思う。理想形を何年後かの目標とすることはできるので、とりあえずはそういった形で工夫してもらいたい。収益率でもいいし、財務諸表そのものでなくても何らかの形で、幾つか出してもらおう。財務諸表を出せるところは出してもらって、そうでないところは、最低限のところを出してもらい、段々改善してもらおうという形もあり得ると思うので、是非とも検討してもらいたい。

委員：循環フローのA社、B社という部分は実名公表しないにしても、市として

は把握し、責任をもって検証するということでよいか。

事務局：中間処理業者に対して、毎年、立入りをを行う。報告書が書かれた時点で確認できないが、順次立入りした時点で確認することになる。

先ほど、建設業は元請が排出事業者となるが、お金を出すのは発注者であるが、先般も京都市内で問題があつて、発注者と元請の両方に対して指導した事例がある。やはり、発注者の認識が甘く、安い価格で元請業者に発注すれば、元請の不適正な処理につながる恐れがあるので、双方を呼び出して指導したことがある。

委員：どのような指導をしたのか。

事務局：固有名詞を出すことはできないが、まず元請が法により排出者責任があるということ。さらに発注者は法的な責任がないにしても、社会的な責任はあるのだから適正な発注をすべきということで指導をした。やはり、法的責任のあるところや上流のところにも指導をしていかないといけないと思っている。

委員：建設工事の積算の中に、どういった処理をなささいというコストは含まれるのか。

委員：全部入る。発注の仕方によって全然違い、ほとんどは業者任せみたいなことをするが、きちんとした設計事務所はそのあたりも説明がなされる。発注者と設計事務所との信頼関係もあるが、事業の大きさ、社会的な影響などについて話ができる設計事務所でなければ、安くやってくれという話になって終わる。それで入札にかけたら安くなければ仕事が取れないので、どう処理するかという問題につながってしまう。良い悪いで言ったらそれは悪いことだが、同時にそれが当たり前となっている。

委員：処理コストの積算のマニュアルのようなものがあるのではないか。

委員：当然ある。公共事業だったら全部ある。「循環型社会構築の・・・」というような名前のものがあるが、詳細がどうなっているかはわからない。

委員：そこの指導をどうするかといった問題はある。市は、今回の議論を踏まえ、制度の内容をもう一度検討して欲しい。

(3) 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の方針

資料3に基づいて事務局から説明を受けた。

委員から次のような発言があつた。

委員：処分を行った場合に、事実だけでなく、処分理由も公開をするのか。

事務局：理由についても公開する予定である。

委員：処分内容が妥当であるということがわかる形で情報公開を行い、処分する側もアカウンタビリティ（説明責任）を果たし、処分される側が不公平感を抱かないようにする必要がある。

委員：これも先ほどの話と同じで、制度とかシステム自体を作っても、中身が全然ない。

委員：裁量的な部分があるので、処分基準の詳細を決めることはなかなか難しい。そのため、処分の公平性を担保することを目的として情報公開を行い、処分される側の不公平感をなくすという形になる。処分自体はケースバイケースであるため、判例のようなものを積み重ねていくことで決めていくしかないのではないか。

また、処分を決定する際のシステムについてだが、客観性を持たせるなら、弁護士等を中心とした委員会、又は庁内での委員会を設置して処分を行うという形もあり得るかと思う。コストの問題もあるだろうが。

委員：処分の際に情報公開を行うとあるが、今までの情報公開の方法は法第何条の何項に抵触したためというような形で、産廃業者としたら、具体的に何をしたから処分されたというのがわからなかった。産廃の保管基準を超過して積みすぎたから営業停止何十日であるとか、そういった情報が知りたい。法律の条文だけ示されても、業界としての情報の蓄積ができない。そのため、もっと具体的にやっていただけたらと思う。

委員：問題は2.5 t（トン）積みすぎたから処分で、2 t（トン）は処分されないといったケースが出てきた場合に、その不公平感をどうするかである。情報公開を行った際に、そういった微妙な差による処分の違いを処分する側が説明できるかということ。

事務局：詳細なものまで出してという形は難しいが、少なくとも、見る人がこういう理由があって処分があったということはわかるような形にしたい。

委員：情報公開を行うことで、逆に、ここまでは許されると線引きをする企業が出てくるおそれもある。

事務局：他都市からよく行政処分の通知が来るが、そこでも条文のみで概要がわからないものもあれば、社長が暴力行為で有罪判決を受けた云々と形で記載されているものもある。プライバシー関係の部分は別として、廃棄物の処理・保管等に関する部分は具体的に示さないと、条文だけだとわからないと思うので、それを考慮した形で情報公開を行いたい。

委員：全産廃連のメンバー等が、裁判の記録から集めた処分の具体的な理由というものがデータとして出てきている。それを我々は、研修等に利用している。そうすることで何を気を付けたらいいかということが、業者にも具体的にわかる。例えば欠格要件に該当したからと言われても、欠格要件はたくさんあるのでわからない。

昔、日曜日にゴルフに行ったらスピード違反で捕まったため、許可取り消しということがあった。今はそういうことはないが、そんなことがあればそう

ということだという話になる。

できるだけ具体的な落とし込みをしていただきたいと思う。

委員：制度の問題ではなく、運用の問題であるということで皆さんの意見は一致しているかと思う。

5 今後のスケジュール

今回は、2月13日か14日で日程を調整することとし、啓発・環境教育、優良な処理業者の育成に向けた情報公表制度、許可取消し及び停止命令に係る行政処分の方針、排出事業者に対する認証制度の創設について協議することとした。